

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正の経緯

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

① 第 5 条第 2 項第 1 号、別表関係

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>13,340</u> (12,900)	<u>14,170</u> (13,700)	<u>15,000</u> (14,500)
分団長及び副分団長	<u>11,670</u> (11,300)	<u>12,500</u> (12,100)	<u>13,340</u> (12,900)
部長、班長及び団員	<u>10,000</u> ( 9,700)	<u>10,840</u> (10,500)	<u>11,670</u> (11,300)

( ) 内金額 : 改正前

② 第 5 条第 2 項第 2 号

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げる。

③ 第 5 条第 3 項

第 1 号に該当する扶養親族に係る補償基礎額の加算額を 1 人につき 100 円を廃止、第 2 号に該当する扶養親族に係る補償基礎額の加算額を 1 人につき 383 円から 433 円に改正する。

第 1 号が廃止されたことに伴い、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日施行